

市立保育所運営計画

～新たな市立保育所のあり方について～



令和6年8月改定

かすみがうら市保健福祉部子育て支援課

目次

はじめに.....	1
1 背景と目的	2
2 計画の位置づけ	2
3 本市の保育事業の現状	3
(1) 就学前児童の養育状況	3
(2) 就学前児童の保育施設入所状況	4
(3) 就学前児童数と保育所入所児童数の推移	5
4 保育所の概要.....	5
5 保育所の現状と課題.....	7
【現状】	7
【課題】	8
6 保育内容の拡充と保育所運営の効率化.....	10
[今後の対応事項]	10
[保育所運営の効率化]	10
[保育所運営に要する経費]	11
7 市立保育所民営化計画	12
(1) 市立保育所の役割及び民営化の必要性の検討	12
(2) 民営化による具体的な効果	12
ア 民営化のメリット	12
イ 民営化のデメリット	13
ウ 民営化に対する保護者の不安や誤解	13
(3) 市立保育所の現状	13

ア	第一保育所	13
イ	やまゆり保育所	14
ウ	わかぐり保育所	14
(4)	民営化の手法等	16
ア	民営化の手法	16
イ	事業者の選定	17
ウ	市の責務等	18
(5)	今後の市立保育所運営方針	18
ア	第一保育所	18
イ	やまゆり保育所	19
ウ	わかぐり保育所	19
エ	計画の推進に向けて	19
オ	民営化を達成するまでの市立保育所の役割	20
カ	民営化実施事業の期間	20
8	その他	22
(1)	市立保育所運営計画の変遷	22

はじめに

近年、核家族化の進行や地域コミュニティの希薄化などを背景に、育児に係る負担の増加など、子どもを育てる環境が厳しさを増す中、子どもが健やかに育つためには、家族のみならず地域社会全体で子育てしやすい環境を作る必要があります。

本市では、「第2次かすみがうら市総合計画」に基づき、「第2期かすみがうら市子ども・子育て事業計画」を令和2年3月に策定（令和5年3月中間見直し）し、保育所、認定こども園、学校、職場、地域社会などが連携し、総合的な子育て支援策を推進していますが、乳幼児の保育に対するニーズの増加とともに多様化しています。

また、子育て環境の充実、若年層の移住・定住支援策とも関連する重要な施策となっています。

このような中で、これまでライフスタイルの変化や職業・就労形態の多様化に対応するため時間外保育や延長保育、一時保育などの保育サービスを推進してまいりました。

また、新たな子育て支援の拠点として、平成17年4月の2町合併を機に、地域子育て支援センター事業に取り組むため、地域福祉センター「やまゆり館」を開設し、家庭で子育てをしている保護者間の情報交換や育児相談の場の提供により子供を産み育てやすい環境づくりを進めてまいりました。

以上のように、市民のニーズを踏まえた事業を展開してまいりましたが、さらなる少子化及び社会環境の変化、並びに財政状況を踏まえて、一部見直しました本計画の施策を積極的に推進し、保育行政の向上を図っていくこととします。

今後、保育所の適正かつ効率的な運営と保育サービスのさらなる充実を図るため市立保育所の役割及び民営化の必要性を検討し、国の動向などを踏まえ、関係機関と連携を図りながら速やかな対応に努めてまいります。

1 背景と目的

本市における保育所^{※1}は、合併時において霞ヶ浦地区に市立保育所が6か所、千代田地区に市立保育所が3か所と民間保育所が1か所の合計10か所ありましたが、統廃合のほか、令和2年度から霞ヶ浦地区の民間保育所が認定こども園^{※2}に移行したことに伴い、現在は霞ヶ浦地区に市立保育所と民間保育所がそれぞれ1か所、千代田地区に市立保育所2か所と民間保育所3か所の合計7か所となっています。

保育所については、保育ニーズの高まりに伴い、今後も多様化することが想定され、様々なニーズを踏まえた事業の拡充を進めることが必要です。

一方で、限りある財源の中で行財政運営の効率化が求められており、今後の社会動向や市民意識の変化、年齢別の人口動態、財政計画等を総合的に検討したうえで、本市の保育行政の在り方と保育施策を定め、計画的に推進することが急務となっています。

本計画は、このような背景を踏まえ、保育施策を具体的にかつ積極的に進め、引き続き市民が安心して保育を受けられる、より良い保育環境の確保を目的として策定するものです。

2 計画の位置づけ

この計画は、「第2次かすみがうら市総合計画」及び「かすみがうら市公共施設等マネジメント計画（実行計画）」の内容を踏まえたうえで、現在の保育を取り巻く環境の変化や、多様化する保育需要に柔軟に対応することをはじめ市の将来的な保育行政の在り方をまとめたもので、本計画の進捗状況や保育需要、関係法令の改正、社会情勢の変化、他の事業計画の状況など必要に応じて、適宜見直しを図るものとします。

^{※1} 保育所とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する施設で、現在、市内には7か所の保育施設があります。

→ [市立保育所] 市立第一保育所、市立やまゆり保育所、市立わかぐり保育所

[民間保育所] 社会福祉法人聖隷会 のぞみ保育園、社会福祉法人聖隷会 霞ヶ浦保育園
社会福祉法人廣山会 ブルミっこ保育園、学校法人沼田学園 千代田保育園

^{※2} 認定こども園とは、幼児教育・保育を一体的に行う施設で、現在、市内には3か所の認定こども園があります。

* 就学前の子どもに関する教育、保育の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77条）第2条第7項に規定する市内の幼保連携こども園（2か所）

→ 学校法人狩野学園 認定こども園神立幼稚園、社会福祉法人聖朋会 美並未来みなみこども園

* 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する市内の幼稚園型認定こども園（1か所）

→ 学校法人たけより学園 くりのみ自然幼稚園

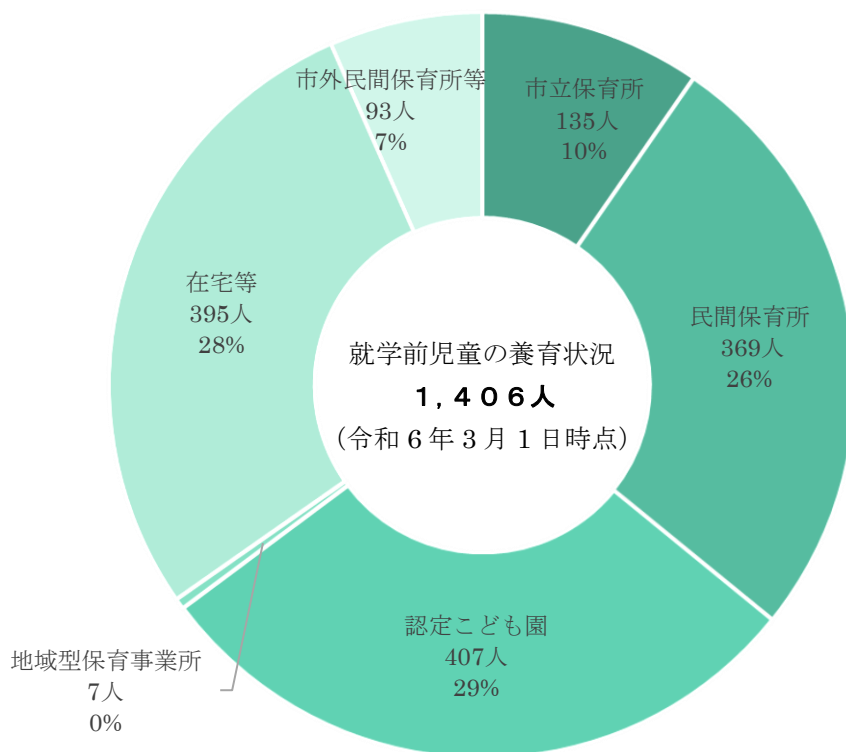
3 本市の保育事業の現状

市全体の保育施設については、社会福祉法人や学校法人が、それぞれの補助制度を活用しながら、新たな保育所の設置や認定こども園の開設などに取り組み、その柔軟性や独自性を生かし、現在、霞ヶ浦地区では、市立保育所、民間保育所がそれぞれ1か所、認定こども園が2か所の計4か所、千代田地区では、市立保育所2か所、民間保育所3か所、認定こども園1か所、地域型保育事業を行う施設・事業所1か所の計7か所で、市全体では合計11か所の保育施設において、保護者のニーズに応じた保育サービスを提供しています。

(1) 就学前児童の養育状況

令和6年3月時点の就学前児童1,406人のうち、在宅等の児童395人を除く1,011人（全体構成比72％）の児童は、市内外のいずれかの市立保育所、民間保育園又は認定こども園などに入所しています。

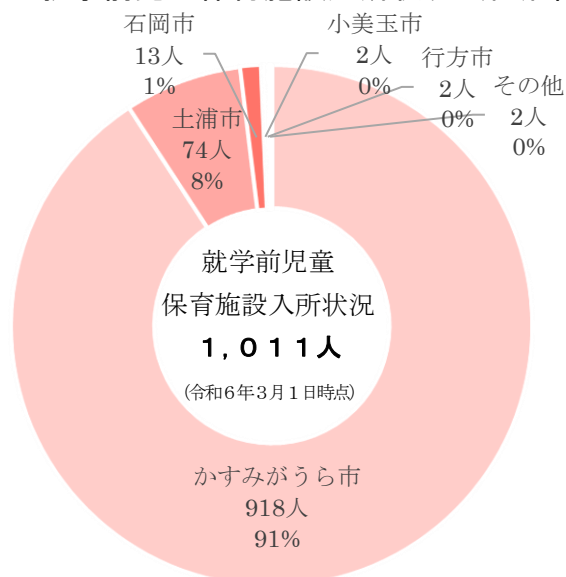
図1 就学前児童の養育状況



（２）就学前児童の保育施設入所状況

市内外の市立保育所や民間保育所などに入所する１，０１１人の就学前児童のうち、９１８人（全体構成比９１％）の児童は市内の市立保育所や民間保育所などに入所しています。

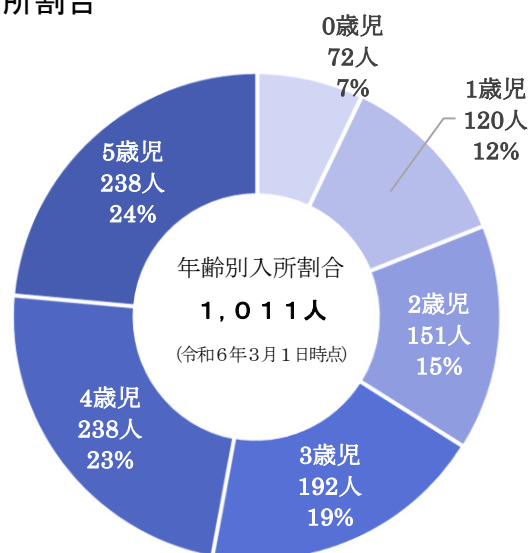
図２ 就学前児童保育施設入所状況（自治体別）



また、就学前児童における年齢別の入所割合については、次のとおりとなっています。

図３ 年齢別入所割合

年齢区分	就学前児童数	入所児童数	入所割合
0歳児	336人	72人	21.4%
1歳児	179人	120人	67.0%
2歳児	197人	151人	76.6%
3歳児	199人	192人	96.5%
4歳児	247人	238人	96.4%
5歳児	248人	238人	96.0%
合計	1,406人	1,011人	71.9%

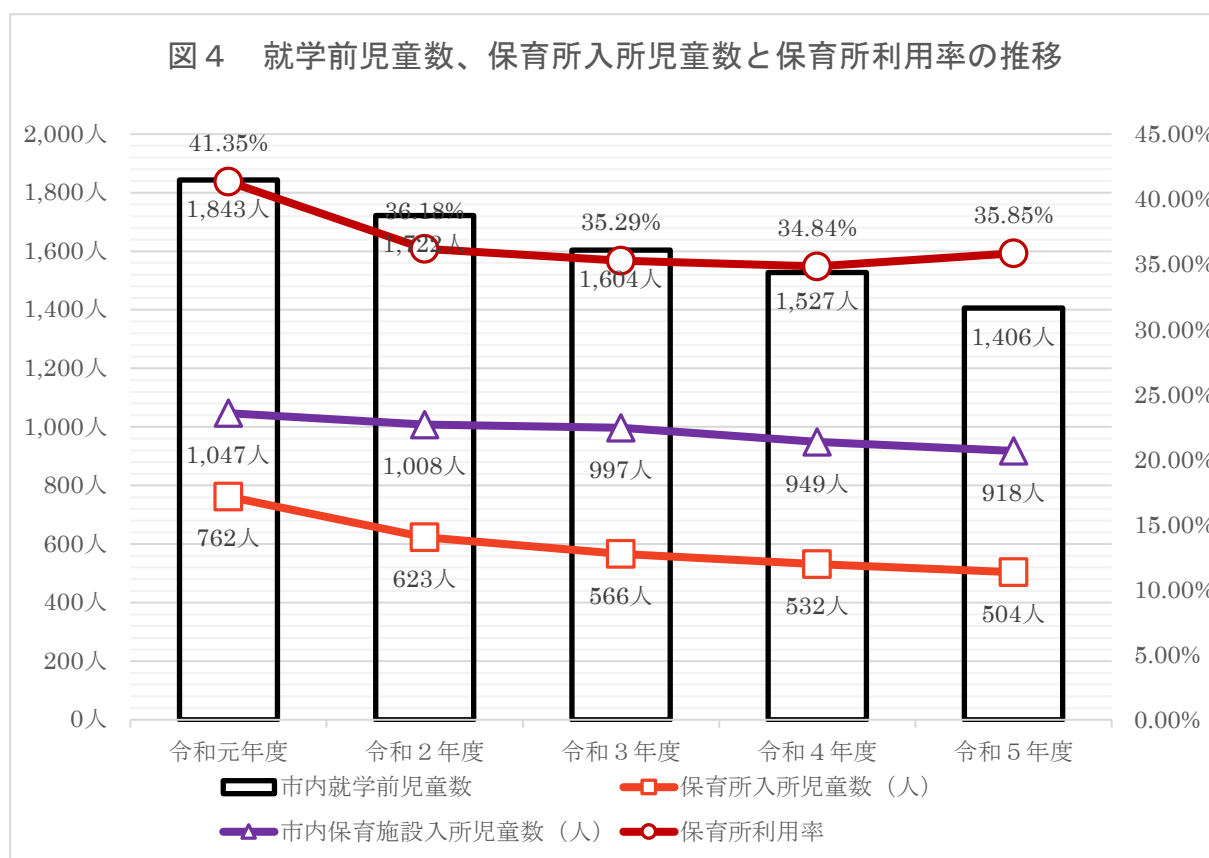


(3) 就学前児童数と保育所入所児童数の推移

本市の就学前児童数は、ここ数年減少傾向にあり、これまでの経過から令和4年以降も年々減少するものと予測されます。

しかし、市内の保育施設に入所する児童数は、就学前児童の人口の減少にかかわらず、ほぼ横ばいで推移しています。

なお、令和2年度の保育所入所児童数が令和元年度より減少している理由については、令和2年4月から美並未来みなみ保育園が認定こども園に移行したものであるものです。



4 保育所の概要

現在、市内には、市立保育所3か所と民間保育所4か所の合計7か所の保育施設が設置されています。

市立保育所と民間保育所の入所児童数は令和6年3月1日時点で、いずれも利用定員を下回るものとなっています。

図5 市内保育所の入所状況と保育サービスの実施状況（令和6年3月1日時点）

施設名		利用 定員	入所 児童数	延長 保育	一時 保育	乳児 保育	障害児 保育	子育て 支援
第一保育所	市立	50	14	○	○		○	
やまゆり保育所	市立	130	81	○	○	○	○	
わかぐり保育所	市立	120	53	○	○		○	
のぞみ保育園	民間	90	82	○	○	○	○	○
霞ヶ浦保育園	民間	70	70	○	○	○	○	○
プルミッコ保育園	民間	150	146	○	○	○	○	○
千代田保育園	民間	164	109	○		○		
合計		774	555					

※○印は、先の保育所で実施している保育サービスを示しています。

※令和5年度から、のぞみ保育園の利用店員は90名、霞ヶ浦保育園は70名に変更

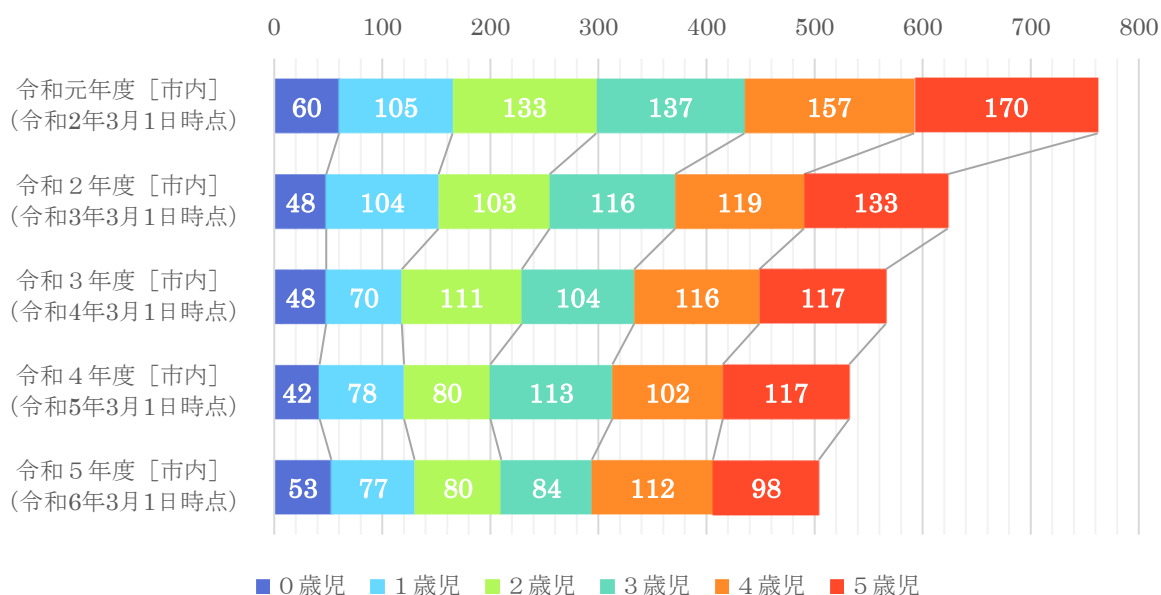
※上記の入所児童数は、左記保育施設に現に入所している児童数です。

（参考）市内認定こども園・地域型保育事業施設の入所状況と保育サービスの実施状況（令和6年3月1日時点）

施設名	利用 定員	入所 児童数	延長 保育	一時 保育	乳児 保育	障害児 保育	子育て 支援
神立幼稚園	195	176	○	○	○	○	○
くりのみ自然幼稚園	192	205	○	○		○	○
美並未来みなみこども園	135	107	○	○	○	○	○
キッズランドなないろ 「しもいなよし園」	6	8		○	○		
合計	528	496					

※上記の入所児童数は、市内に住所を有する就学前児童で、左記保育施設に現に入所している児童数です。

図6 保育所入所児童年齢構成比（市立保育所＋民間保育所）



5 保育所の現状と課題

【現状】

市立保育所は、三位一体の改革により平成16年度に運営経費に対する国庫支出金などの補助制度が廃止され、さらに平成17年度には施設整備に対する補助制度の廃止に伴い、すべて市の一般財源で賄う一方で、民間保育所における補助制度は維持・拡充されています。

さらに、国や県の補助制度は、延長保育事業^{※3}、一時保育^{※4}、乳児保育事業などの保育サービスを行う民間保育所を支援するものとなっています。

※これまでの市内保育施設における経緯

◆平成17年3月28日 霞ヶ浦町と千代田町の2町が合併し、「かすみがうら市」となる。

（霞ヶ浦地区）：市立保育所6か所、私立幼稚園1か所（くりのみ自然幼稚園）

（千代田地区）：市立保育所3か所、民間保育所1か所（のぞみ保育園）、
私立幼稚園1か所（神立幼稚園）

（市 全 体）：市立保育所9か所、民間保育所1か所、私立幼稚園2か所
の計12か所

◆平成21年3月 霞ヶ浦地区における市立保育所統廃合を進め、6か所あった市立保育所を1か所に再編

◆平成21年4月 新たに社会福祉法人による民間保育所『霞ヶ浦保育園（坂地内）』と『美並未来みなみ保育園（上大堤地内）』がそれぞれ開園

◆平成26年4月 新たに社会福祉法人による民間保育所『プルミっ子保育園（稲吉南地内）』と学校法人による民間保育所『千代田保育園（下稲吉地内）』がそれぞれ開園

◆平成27年9月 地域型保育事業施設『キッズランドなないろ「しもいなよし園」（下稲吉地内）』が開設

◆平成30年3月 市立さくら保育所の閉所

◆令和7年3月 市立第一保育所の閉所

^{※3} 延長保育事業とは、市から保育認定を受けた児童が、やむを得ない理由により通常の利用日、利用時間帯以外の日または時間において、保育所や認定こども園で保育を行う事業をいいます。

^{※4} 一時保育とは、一時的に家庭で保育を行うことが困難となったときに、1日や時間単位で子どもを保育所や認定こども園で一時的に預けられるサービスです。

【課題】

市立保育所における運営経費や施設整備費に対する補助制度が廃止され、さらに平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が本格施行されるなど、これまで市町村が主体となって担ってきた保育所の運営は、社会情勢や国の政策の移り変わりとともに、社会福祉法人や学校法人などといった民間事業者へと移行されています。

この状況の中で、本市では、入所児童数の減少に加え、保育士（正職員）の定年退職等に伴う人材不足を補うため、現在、臨時保育士（任期付職員、会計年度任用職員）を採用し、運営していますが、今後さらに正職員の保育士が減少していくという課題を抱えています。

保育サービスを提供するためには、保育士が必要であり、これまでの運営を継続した場合、現状の保育サービスの維持や保育所の運営がさらに困難となり、新たな保護者のニーズに応じることができなくなるものと考えられます。

また、入所児童の低年齢化、発達障害のある児童、重度のアレルギー体質の児童など入所児童の状況は多様化しており、入所する児童に併せて、会計年度任用保育士を募集していますが、採用を希望するものは少なく、結果として待機児童^{※5}を発生する恐れがあります。

こうしたことから、保護者のニーズである保育サービスの拡充を図るため、効率的な職員の配置とともに、市立保育所の民営化による合理的な保育所運営と保育所の適正配置の検討が急務となっています。

図7 市内保育所別入所状況（令和6年3月1日時点）

保育所名	霞ヶ浦地区		千代田地区				
	第一 保育所	霞ヶ浦 保育園	やまゆり 保育所	わかぐり 保育所	のぞみ 保育園	プレみっこ 保育園	千代田 保育園
利用定員	50	70	130	120	90	150	164
入所児童数	14	70	81	53	82	146	109
入所率	28.0%	100%	62.3%	44.2%	91.1%	97.3%	66.5%

※令和5年度からののぞみ保育園の利用定員は90名、霞ヶ浦保育園は70名に変更

※上記の入所児童数は、市内に住所を有する就学前児童で、当該保育施設に現に入所している児童数です。

※5 待機児童とは、保育所等への入所申請がなされており、入所条件を満たしているにもかかわらず、保育所等に入所できない状態にある児童。ただし、ほかに利用可能な保育所等があるにもかかわらず特定の保育所等を希望し、待機している場合は除きます。

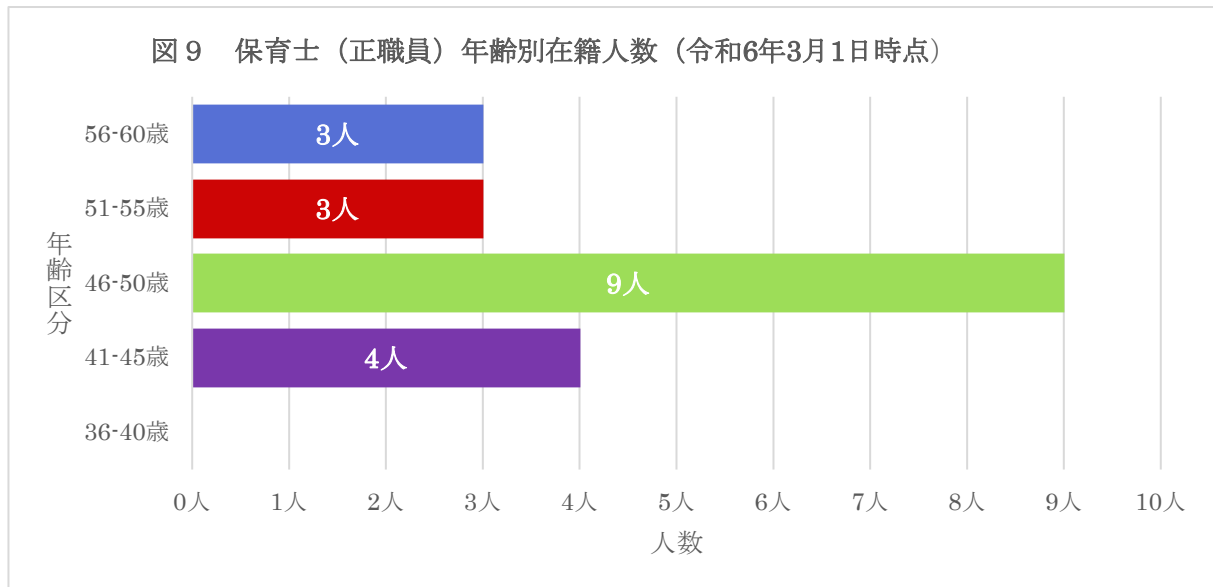
図8 保育士等配置状況（令和6年3月1日時点）

	保 育 所			子育て 支援課	児 童 館			合 計
	第 一	やまゆり	わかぐり		稲 吉	大 塚	新 治	
入所児童数	14	81	53					148
保育士	9	22	15	1	1	3	1	52
市職員	1	9※ ^a	6※ ^a	1	1	1	1	20
会計年度※ ^b	8	13	9			2		32
調理員	2	4	3					9
市職員	2	4	2					8
会計年度※ ^b			1					1
その他※ ^c	2	8	4					14

※^a 保育士（市職員）数に再任用職員、任期付職員、保健師等を含む

※^b 会計年＝会計年度任用職員は雇用実数（個々の勤務は週3日～5日、最大35時間）

※^c その他は保育補助、バス運転手等（会計年度）の人数



保育士の定年退職に達する年齢を60歳とした場合、年度別における退職予定者については、令和8年度、令和9年度及び令和10年度にそれぞれ1名、令和12年度に2名、令和15年度に2名が退職となり、令和16年度当初の時点で正職員の保育士は、11名となります。

なお、最も若い保育士が定年を迎える年度は、令和24年度です。

[参考]

国と本市における就学前児童に対する保育士の配置基準は次のとおりです。

なお、保育士の数は、0歳児（乳児）おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね15人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね25人につき1名

以上とするよう、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第33条に規定されています。

（配置基準）

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	看護師等の配置
国基準	3:1	6:1	6:1	15:1	25:1	25:1	1
市基準	3:1	6:1	6:1	15:1	25:1	25:1	1

※本市独自の配置基準については、障害児及びアレルギー体質の児童が入所する場合、その状況に応じ保育補助者を加配配置しています。

6 保育内容の拡充と保育所運営の効率化

〔今後の対応事項〕

現在、保育需要の多様化に伴う保育サービスの拡充及び効率的な保育所運営による財政負担の軽減が課題となっています。

これらの課題を解決し、本市の目指す保育行政を実現するため、市立保育所においては、地域の保育需要と効率的な運営を基本に、充実した保育サービスを計画的に進め、保育環境の向上を図る必要があります。

図10 今後の対応事項と内容

	今後の対応事項	対応内容
市立保育所	・効率的な保育所運営 ・保育サービスの実施 ・障がいのある児童の保育	・地域の保育需要と効率的な運営を基本に、民間保育所の運営状況などを踏まえ、検討を進めること。また、支援を必要とする就学前の児童については、可能な限り、受け入れに努めること。
	・低年齢児保育の確保 ・保育所の適正配置	・特に女性の社会進出や復帰などにより、保育の低年齢化を受け、民間保育所との連携を図り、地域の実情に応じた適正な配置に努めること。
その他	・病後児保育^{※6}の実施	・病後の回復期における保育需要と実施近隣市の利用実績を踏まえ、検討を進めること。また、新規参入者があ る場合、実施を促すなど環境整備に努めること。

〔保育所運営の効率化〕

^{※6}病後児保育とは、病気や病気の回復期にあり集団保育が困難な子どもが、保護者の都合などで家庭で育児を行うことが困難な場合に、一時的に保育等を行うもので、令和5年3月現在、市では本サービスの提供は行っていない。

保育所運営の効率化にあたり、保育サービスの低下を招かないよう進めるためには、保育所の配置や運営内容などについて様々な角度から検討する必要があります。

現在の保育所配置の体制を継続しながら、保護者が希望する保育サービスを充実した場合、事業実施に伴う運営経費や人件費、施設の維持・管理に係る経費がさらに増加することが見込まれます。

このため、保育所運営経費の無駄をなくし、その分を将来的な保育事業の充実に充てることが、市民や保護者にとって有益であることから市立保育所の民営化について計画的に推進するものとします。

[保育所運営に要する経費]

市立保育所の運営に要する経費については、平成16年度に運営経費に対する国庫補助金などの補助制度が廃止され、すべて市の一般財源で賄われています。

市立保育所の運営経費と民間保育所、認定こども園の運営経費に対して交付した補助金等に要した経費の比較内容については、次のとおりです。

なお、各市立保育所における令和4年度決算額を当該保育所の延べ人数で除して算出した一般財源に対する児童一人当たりの経費が最も高い市立保育所は、第一保育所で148,098円、次にわかぐり保育所96,048円、やまゆり保育所で77,604円となっています。

図11 保育所運営等に要した経費（令和4年度決算）

	項目	市立保育所	民間保育所	認定こども園
運営経費	年間経費の総額	112,198 千円	441,076 千円	410,666 千円
	1 保育所（園）当たりの年間経費	37,399 千円	110,269 千円	136,889 千円
	年間延べ児童数	1,705 人	4,642 人 ^{※3}	4,717 人 ^{※6}
	一般財源に対する児童一人当たりの経費	65,805 円	23,223 円 算定式（※1+※2）÷※3	25,798 円 算定式（※4+※5）÷※6
補助金等	児童福祉費 負担金の内訳	国	—	201,376 千円
		県	—	83,330 千円
		料	10,746 千円	35,853 千円
		市	101,452 千円	83,330 千円 ^{※1}
	児童福祉費 補助金の内訳	国	—	9,610 千円
		県	—	3,108 千円
		市	—	24,469 千円 ^{※2}
				30,157 千円 ^{※5}

※市立保育所の運営経費については、所長及び保育士その他関係職員に係る人件費は含まれていません。

※認定こども園事業のうち、地域型保育施設（キッズランドなないろ しもいなよし園）に交付した補助金等についても除いています。

7 市立保育所民営化計画

(1) 市立保育所の役割及び民営化の必要性の検討

保育の実施には、良好な保育内容の維持・安全管理等から、保育士の適切な配置と、きめ細かく柔軟な対応が求められています。

本市においても、国の基準に沿って独自の職員配置を行い、保育内容の充実・拡大を図ってきたところです。

このような中、保育事業に対する国からの支援は、市立（公立）から社会福祉法人や学校法人などの民間事業者に移行しており、多くの自治体において、国や県の補助制度を活用して民間保育所における保育内容の充実などを目的として、市立の保育所の民営化に取り組んでいます。

これらのことを踏まえると、民間保育所では人材不足等により対応できない子どもの受け入れや、緊急時における受け入れなど、市立保育所における役割を考慮しつつ、保育所の運営を柔軟性や機動性に優れた民間事業者に任せることも有効な手段となることから、市立保育所の民営化も必要であると考えます。

(2) 民営化による具体的な効果

家族、地域、雇用など、子ども・子育てを取り巻く環境が大きく変化する中、市立保育所においては、現行の保育サービスの維持が厳しい状況にあり、入所児童の低年齢化、発達障害のある児童や重度のアレルギー体質の児童の入所など求められる保育サービスも多様化しています。

こうしたことから、民間事業者の柔軟性や機動性等を生かした保育所運営を推進することにより、保育サービスの拡充など、市全体における保育ニーズに応じた、保育所のより効率的な運営と保育サービスのさらなる充実を図ります。

ア 民営化のメリット

- ① 民営化により、国や県の補助制度が活用できることで、運営経費の改善も期待でき、障害児保育や病児、病後児保育など今後取り組むべき施策に生かすことができる。
- ② 民営化された保育所の判断により、保育士の数を増やし、早朝保育、乳児保育、延長保育、休日保育、休日保育の給食など保育サービスの向上や独自サービス（送迎、独自行事、独自教育等）が期待できる。

- ③ 民営化された保育所の判断による個別の対応が可能であり、迅速できめ細やかなサービスが期待できる。
- ④ 効率的な運営により、受け入れ児童数を増やし、在宅就労者の児童受け入れなどが期待できる。

イ 民営化のデメリット

- ・施設の新築や改修など市の負担が一時的に増加する場合がある。

ウ 民営化に対する保護者の不安や誤解

- ① 保育料が高くなるのではないかな？
- ② 保育士数が少なくなるのではないかな？

(3) 市立保育所の現状

ア 第一保育所

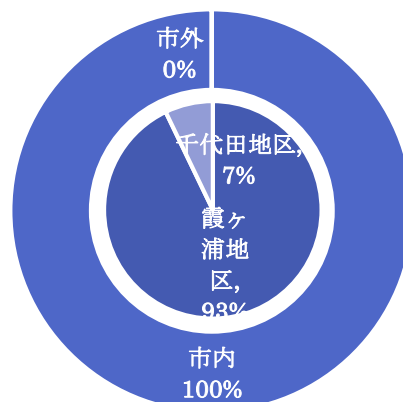
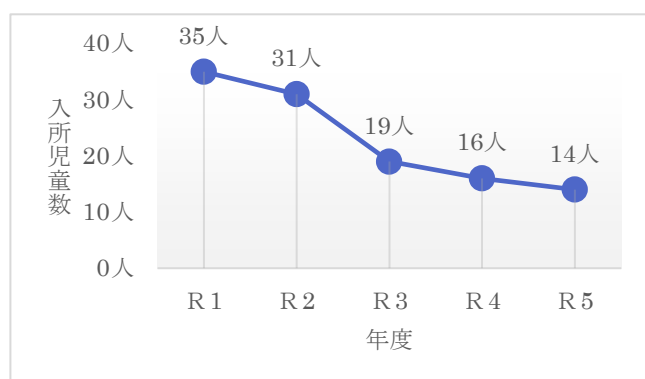
第一保育所は、平成20年度に実施した霞ヶ浦地区の市立保育所6か所の統廃合の際、今後の状況などを踏まえて、残した保育所で昭和40年に開設され、昭和61年度に改築し、現在、利用定員を50人（認可定員100人）としています。



霞ヶ浦地区の市立保育所の統廃合の際に新設された民間保育所では、一時保育や延長保育事業など保護者が求める保育サービスの拡充により、入所希望者が集まっており、本保育所の入所児童数は年々減少している状況にあります。

なお、霞ヶ浦地区の保育を補完する第一保育所の施設は老朽化しており、乳児を受け入れるための保育設備も不足しており、施設等の改善が求められています。

入所児童数の推移と市内外・地区別内訳



イ やまゆり保育所

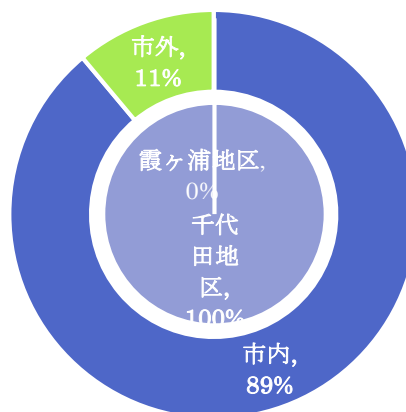
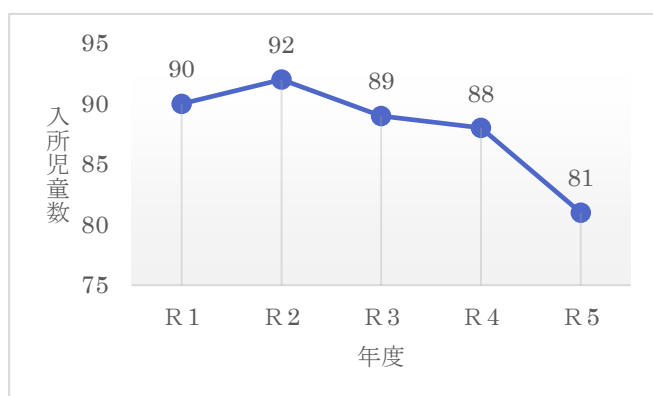
やまゆり保育所は、平成9年に千代田町立保育所統合（当時）により、第1保育所と第2保育所を統合し、開設された保育所で、現在、利用定員を130人（認可定員230人）としています。

広範囲のエリアを対象とする保育所であり、乳児に対応できる設備を備え、保護者の就労形態や保育ニーズに対応するため、看護師を配置し、乳児受入の拡大を図っています。

今後は、保育内容の拡充と合わせ、より効率的な保育所運営が求められていますが、本保育所の入所児童数は、就学前児童の減少により、年々減少傾向にあります。



入所児童数の推移と市内外・地区別内訳

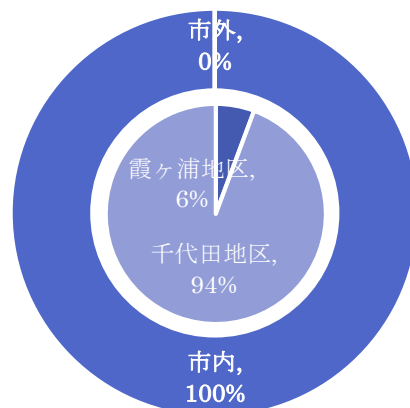
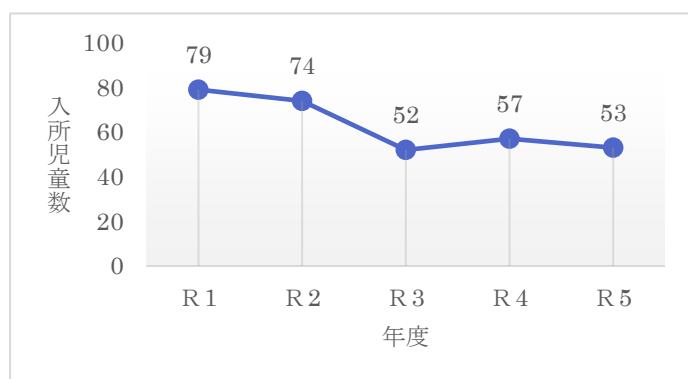


ウ わかぐり保育所

わかぐり保育所は、平成6年に千代田町立保育所統合（当時）により、第5保育所のエリア拡大を図り開設された保育所で、現在、利用定員を120人（認可定員120人）としています。建設当時の保育需要から乳児を保育する施設整備がなされていないため、1歳児からの入所としています。

このため、今後の保育需要を踏まえた保育所運営が求められていますが、本保育所の入所児童数は、就学前児童の減少により、年々減少している状況にあります。

入所児童数の推移と市内外・地区別内訳



◆保育施設の状況

		第一保育所	やまゆり保育所	わかぐり保育所
立地区域区分		市街化調整区域	市街化調整区域	市街化調整区域
保育施設所在地		深谷 3667	五反田 298－20	下稲吉 519－2
開設年（西暦）		昭和40年（1965年）	平成9年（1997年）	平成6年（1994年）
開館 時間	平日	7:00～19:00	7:00～19:00	7:00～19:00
	土曜日	7:00～13:00	7:00～13:00	7:00～13:00
建物 (本館)	建築年	昭和61年	平成9年	平成6年
	延床面積	749.77 m ²	1847.00 m ²	1118.00 m ²
	構造	RC造地上1階	RC造地上1階	RC造地上1階
	耐震基準	新基準	新基準	新基準
土地	敷地面積	5,034.39 m ²	12,713.00 m ²	12,388.00 m ²
	保有状況	一部所有	所有	所有
	借地面積	128.00 m ²	0.00 m ²	0.00 m ²

（４）民営化の手法等

ア 民営化の手法

本市において、市立保育所を民営化する手法としては、次の３つが考えられます。

① 民間移譲（民設民営方式）

保育施設そのものを民間事業者に移譲するもので、基本的に土地・建物を売却して民間事業者が運営することになります。民間事業者が運営する保育施設となるため、運営経費は保護者負担金（保育料）のほか、国・県・市がそれぞれ負担します。この場合、公有財産処分に係る議会の議決が必要となります。

② 指定管理（公設民営方式）

保育施設の運営に関する指定管理者の主体的な意思を尊重し、一定期間、民間事業者に運営を委ねるものです。保育施設の土地や建物の所有者は、市になりますが、実施主体は指定管理者となり、運営の責任は指定管理者が負うこととなります。

なお、運営経費は、市が全額負担することになります。

また、指定管理者の指定に当たっては、議会の議決が必要となります。

③ 業務委託（公設民営方式）

運営を包括的に民間事業者に委託するもので、運営経費は市が全額負担することになります。

以上のことから、「公設民営」方式では、保育所の設置者や土地、建物の所有者は市であることから、施設改修などは、市立保育所と同様に国や県の補助制度は全くなく、すべて市が全額負担することになります。

また、公共財産であることから、委託を受けた民間事業者と市の間で協議が必要となり保育所の運営に様々な制約を与えることとなります。

「民設民営方式」では、国や県の補助制度が活用でき、柔軟な事業運営が行うことができるとともに、現行の市立保育所の機能の確保と充実が図られることから、「民設民営」方式を基本とし、市立保育所の在り方の検討を進めるものとします。

◆民営化形態一覧

形態	運営主体	経費負担	手続き
民間移譲	民間事業者	国・県・市	財産処分の議決
指定管理	民間事業者	市	選考法人の議決
業務委託	市	市	契約行為

イ 事業者の選定

① 運営主体

平成12年に行われた児童福祉法の改正により、これまで地方公共団体と社会福祉法人に限られていた運営主体が、学校法人、企業、NPO法人などにも拡大され、保育事業への参入が認められています。よりよい事業者を選定するため、児童福祉の分野において専門の知識を有するものなどで、構成する市保育所運営事業者選考委員会（平成24年3月設置）において、候補者となる事業者を選定します。

② 運営条件

市立保育所の民営化は、保育サービスの向上を図ることを目的とすることから、事業者には次の運営条件を付するものとします。

- (ア) 認可保育所として開設し、かつ、市立保育所に勤務する非正規職員（保育士・調理員・バス運転手など）を本人の希望に応じて、できる限り採用し、本市の保育サービスの継続性に努めること。
- (イ) 保育サービスの拡充、保育環境の向上を図ること。
- (ウ) 適正な職員配置などに努め、安全な保育体制を確保すること。
- (エ) 保護者の意向を尊重すること。
- (オ) 新たなサービスの導入や変更、保護者からの要望の対応については、保護者・事業者・市の三者協議のうえ、決定すること。
- (カ) その他社会情勢の変化や民営化の進捗状況などにより、市長が必要と認めること。

③ 選定方法

選定方法については、入札方式ではなく、プロポーザル方式^{※7}により事業者を選定します。

よりよい事業者を選定し、保育環境の向上に資するためには、保育内容、事業内容、運営の安全性など様々な角度から評価を行う必要があります。

そのため、市保育所運営事業者選考委員会において、評価基準や公募条件を定めます。

④ その他

民設民営により、その機能等が確保された市立保育所は、廃止するものとします。なお、廃止に当たっては、その施設の効果的な処分とともに、跡地利用等の検討を進めるものとします。

◆廃止決定までの手順（案）



ウ 市の責務等

民設民営方式による民間保育所の開設に当たっては、事業者説明会など保護者に対する事前説明を実施するとともに、諸問題等が生じた場合は、必要な調整、改善・指導などを行います。

また、市立保育所から民間保育所に転所となる児童については、丁寧な引継ぎ等に努め、負担解消を図るものとします。

（５）今後の市立保育所運営方針

ア 第一保育所

霞ヶ浦地区においては、現在、2つの社会福祉法人与1つの学校法人によってそれぞれ民間保育所と認定こども園の運営が行われております。

^{※7} プロポーザル方式とは、プロポーザル（企画提案書）の提出を受け、当該プロポーザルの評価を行って最も適した事業者を選定する方式です。

第一保育所につきましては、施設そのものを主体とした民営化は図らず、令和6年度から入所受入を制限しており、既存の民間保育施設への移行を促すとともに、既存利用者に係る保育の提供を確保しながら、最終的に令和7年3月31日をもって廃止する方針とします。

廃止後の施設の跡利用については、子育て施策などに対応できる、別機能の施設への転用等も含めた活用方法について検討を進めるものとします。

イ やまゆり保育所

やまゆり保育所については、就学前児童の減少により、年々減少傾向であり、利用定員を下回る入所状況が続くものと思われませんが、当該保育所は県道沿いに立地し、通勤途中の市外在住者の児童の利用もあるなど、一定の入所が見込まれる保育所であると考えております。

今後は、児童数の推移や、保育の需要量、正職員である保育士数の状況などを踏まえ、適切な保育所運営を図りながら、多様化する保育ニーズに対応するため、民営化を進めていきたいと考えております。

なお、民営化にあたっては、保育施設そのものを民間事業者に移譲するもので、基本的に土地・建物を売却して民間事業者が運営する民設民営方式を検討しておりますが、民営化の公表から実施まで、保育士等の確保や保護者への丁寧な説明、意見の反映や児童への配慮、適正な事業者選定など、最低でも、2年程度は要すると考えておりますので、令和8年4月1日の開園を目途に進めるものとします。

ウ わかぐり保育所

市内のほぼ中央に位置するわかぐり保育所については、支援を要する児童の受入れなど、公立としての役割を担う保育所として、地域の民間保育事業者と連携し、市内保育の資質向上を図るため、当面の間は市立保育所として運営を維持していきます。ただし、多様化する保育ニーズや国の動向などを踏まえ、今後の保育行政を取り巻く環境に変化が見られる場合には、市立保育所としての在り方について、改めて検討をしていくこととします。

エ 計画の推進に向けて

計画の推進に当たっては、保護者との信頼関係の構築とともに、児童の利益を最優先とし、保育サービスの拡大と子育て支援事業の拡充を図ることが必要です。

このことから、次のことに留意して計画を推進するものとします。

① 保育士等の確保

民設民営方式による民間保育所の開設に当たり、保育士や保育教諭などの離職防止や新たな保育士等の確保対策に取り組む保育事業者を支援します。

② 児童への配慮

民営化までの移行期間は、市と事業者による合同保育を実施し、保育内容など児童一人ひとりの特性などを把握することで、児童に負担を与えないよう円滑な移行に努めます。

③ 保護者意見の反映

事業者が提供するサービスについては、その維持・拡大を図るため、保育サービスの変更や保護者からの要望について、保護者・事業者・市の三者による協議会を設置し、民営化後も継続して合意形成を図ります。

④ 情報の公開

十分な情報の公開に努めるとともに、保育所を利用する保護者への説明を行い、意見や要望などを真摯に受け止め、信頼関係を気付きながら計画を推進します。

オ 民営化を達成するまでの市立保育所の役割

- ① 民間保育所を補完するサポート機能としての役割
- ② 民間保育所で受入が困難な、障害児等を受け入れるセーフティーネットとしての役割

カ 民営化実施事業の期間

対象施設の公表から民営化実施までの期間は保護者に説明し、ある程度の理解を得たのち、適正な事業者の選定を行い、事業者が余裕をもって準備を行える十分な期間とし、最低でも1年8か月の期間を要します。

◆民営化実施にあたって要する期間

- ① 対象施設における、民営化計画の公表から民営化の実施までの間に、事業者の募集、事業者の選考、市と決定された事業者との協議、保護者・事業者・市による協議会、合同保育までの段階が必要となります。

- ② 対象施設の民営化計画の公表は、保護者が民営化移行を踏まえて、希望する保育所等を選択できるよう、入所申し込み開始時期の1年2か月前の8月までに案内します。
- ③ 事業者の公募、選考、決定までの期間は、保護者が民営化の移行を踏まえて、希望する保育所等を選択できるよう、入園申し込み開始時期の1年前の10月までに案内します。
- ④ 合同保育の期間を含めた移行準備期間は、概ね1年程度確保します。
- ⑤ 民営化移行までの主なスケジュール

年 度	月	予定内容	
R－6年度 (公表年度) (公募年度)	4月	(準備期間)	保護者協議 三者協議(保護者・事業者・市)
	5月	やまゆり保育所との調整・協議・資料作成等	
	6月		
	7月	(準備期間)	
	8月	やまゆり保育所民営化の決定・公表(議会報告等)要項等整備	
	9月	市保育所運営事業者選考委員会委員候補者の選定委員委嘱、第1回選考委員会、第1回保護者説明会	
	10月	事業者の公募開始	
	11月	第2回保護者説明会	
	12月	運営希望事業者現地参観・事業者事業計画書の提出	
	1月	第2回選考委員会(プロポーザル)、事業者決定 事業者決定議会報告、周知等	
	2月	第3回保護者説明会	
	3月	市・事業者協議	
R－7年度 (移行前)	4月	民営移行準備期間開始(移管先事業者との引継ぎ)	
	5月	保護者周知	
	6月	県手続き事務	
	7月	(廃止届/市・許可届/事業者)	
	9月	保護者への継続意向調査 市保育所条例一部改正議会提案(廃止)	
	10月	新年度申込受付開始	
	11月	合同保育期間(官民保育士)保育士募集等/事業者	
	3月	合同保育期間(官民保育士)	
R－8年度	4月	民間保育園開園 予定	

8 その他

(1) 市立保育所運営計画の変遷

平成24年2月 策定

平成25年4月 一部改訂

平成27年3月 一部改訂

令和 5年8月 一部改訂

令和 6年8月 一部改訂